

参考 1

<雇用障がい者数のカウント方法について>

対象となる障がい者を1人雇用している場合のカウント数は、次のとおりです。

	常用雇用労働者	
		短時間労働者
週所定労働時間	30時間以上	20時間以上 30時間未満
身体障がい者	1	0.5
重 度	2	1
知的障がい者	1	0.5
重 度	2	1
精神障がい者	1	0.5 (※)

※精神障がい者である短時間労働者で、次の①かつ②を満たす方については1人をもって1人とみなします。

- ①新規雇い入れから3年以内の方又は精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方
- ②令和6年3月31日までに雇い入れられ、精神障害者保健福祉手帳を取得した方

